

声 明

私たちは、去る3月11日に司法制度改革推進本部事務局から「裁判員制度・刑事検討会」に提出された裁判員制度に関するたたき台について、以下のとおり声明を發します。

1 裁判官と裁判員の人数については、裁判官1～2人に対し裁判員9～11人とするB案のように裁判員を十分多くすることが必要です。そうすることによって、裁判は裁判員に分かる言葉で進めざるを得なくなり、初めて、分かりやすい裁判が実現します。また、裁判員の人数が多ければ、年齢・性別・職業・経験などの面で多様性が確保できます。そして、何よりも、裁判員の間自由に発言できる雰囲気生まれ、実質的に裁判に関与することができるようになるのです。私たちは、500人を集めた模擬裁判で、そのことを実感しました。

2 私たちは、裁判員制度に関するブックレットを作成したり連続セミナーを開催したりする中で、刑事司法手続きについても、現状の延長線上にとどまるのではなく、大胆な改革が必要ではないかと感じるようになりました。たとえば、自白が任意になされたものかどうかという点については、取調べの状況を録画しておくのでなければ、捜査官の主張が正しいのか被告人の主張が正しいのか裁判員には判断できません。現職の裁判官でも、実は同様である筈です。また、できる限り集中して無駄のない審理をしていただきたいのですが、検察官が証拠を一部しか開示しないという現行の運用では、これも到底実現できません。証拠は相互に関連しているはずですから、事前に全部を開示したうえで争点を整理し、合理的で充実した審理計画を立てていただくことを求めます。

3 市民から選ばれる裁判員が、実質的に裁判に関与することができるようにするため、裁判員、補充裁判員および出頭した裁判員候補者に対して旅費・日当等を支給すること、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めること、証拠調べの方法について工夫すること、仕事を休んでも不利益とならないようにすることなどの記載が盛り込まれたことは、好ましいものと思います。なお、自営業者などのために審理に拘束される時間帯を工夫することや、子どもを預けられるようにすることなどについても、今後の検討対象としていただきたいと思います。

4 検討会の審議が机上の議論に終始することのないように、推進本部主催で模擬裁判及び、市民向けの公聴会をすみやかに全国的に開催し、これらに検討会メンバーなどが参加することを求めます。

2003年3月16日

市民の裁判員制度つくり会